

LIEBELL OJI 55 (リーベる王寺自治会自主防災会)規約

(名称)

第1条 この自主防災会の名称は、リーベる王寺自主防災会（以下「防災会」と略す）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導
応急手当、給食給水に関すること。
- (3) 防災巡視に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第4条 防災会には次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名
班長 14名
会計 2名
監査 1名

第5条 役員の任期は自治会と同じく、定例総会から次期定例総会までとする。
再任は妨げない。

第6条 (1) 会長は、防災会を代表し、災害発生時には応急対策の指揮を執る。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。亦、第3条(2)の事業を分担する。
(3) 班長は担当班での任務を遂行する。

(会議)

第7条 (1) 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。
(2) 定例総会は年1回、自治会の総会時に開催する。
(3) 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたときに召集する。
(4) 役員会は構成員の2分の1以上が出席しなければ開催できない。
(5) 会長が議長となり、議事を進行する。
(6) 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(防災計画)

第8条 防災会は、防災による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を別途作成する。

(会計)

第9条 防災会の運営に関する費用は自治会の会費、その他の収入をもって充てる。

第10条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第11条 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定め

(付則)

この規約は2017年9月7日から実施する。